

関川水系土地改良区と客水地区賦課金減免制度」の概要

「客水地区賦課金減免制度」は、下流域の農民が上流域の農民の水利費（農業用水の維持管理費）を負担する制度です。当地域では、その減免対象となる地域を「客水地区」と呼んでいます。

客水地区成立の歴史は古く、用水路開削後の1675年といわれています。もともと新田開発のために新たな用水路が開削されたのですが、下流域の新田開発を進めるためには、上流域の小水路を、幅約14mの大用水路に拡幅する必要がありました。農地がまだ少なかった時代では、上流域の町内は必ずしも歓迎すべきことではありませんでした。そこで、下流域の町内が「下流域の農民が上流域の農民の水利費を全額負担する」ことを提案し合意に至ったので、水路を拡幅し下流域までかんがいできるようになりました。

1675年から340年間、この制度は慣行や契約により継承され、上流域・下流域の農民は一体となり、農業用水を管理してきたことから、当地域は日本有数の食料供給基地となりました。また客水制度のおかげで用水組合（現在の関川水系土地改良区）の運営基盤も強化され、拡幅された水路の維持だけでなく、農家の農業経営にとって重要な役割を果たす組織となりました。

しかし、現在の安定した客水制度に至るまでには様々な問題を解決しなければなりません。19世紀後半から20世紀においては、水利組合法制定に基づく水利組合組織の変更や用水路の大規模改修の負担問題で、上流地域と下流地域の意見調整が難航する場面も度々ありましたが、その都度問題を話し合いにより解決してきました。

さらに時代の変化により、客水地区町内に適用されるこの伝統的規約の当初の意図とは異なり、もともと関係の無かった農民が耕作するようにもなってきました。そのため、下流域の農民から、この規約を時代に合ったものへ改正する必要性が提案されるようになりました。

そして、2005年に市町村の合併、2006年に土地改良区の合併を契機に、上越市と合併後の関川水系土地改良区が協力し、現代にあった新たな恒久的ルールを提案することとしました。そして客水地区の町内会と協議を重ねた結果、①客水地区の権利・伝統は尊重する。②水利費の基本単価の50%を負担する。この2点で合意し、2008年3月26日、新潟県・上越市の立ち会いの下、21町内会代表と関川水系土地改良区で合意調印を行いました。



H20.3.26 客水地区合意調印式の様子

この客水地区の歴史と新たなルールが評価され、2009年国土交通省から水資源功労者として表彰されています。また、2015年に国際かんがい排水委員会の世界かんがい施設遺産に登録された上江用水路にも客水地区があり、この歴史ある制度が評価されています。